

広島市立大学国際学生寮管理規程

平成29年 6 月 28 日

規 程 第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人広島市立大学施設管理規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第68号）に定めるもののほか、国際学生寮の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居定員)

第 2 条 国際学生寮の入居定員は、長期滞在者向けユニット（国際学生寮 3 階から 6 階のユニット）96人、短期滞在者向けユニット（国際学生寮 2 階のユニット）20人とする。

(入居資格)

第 3 条 長期滞在者向けユニットに入居することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の学生（研究生（外国人研究生を除く）及び科目等履修生を除く）
- (2) 広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第 1 号。以下「学則」という。）第57条に規定する外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）
- (3) 学則第56条に規定する特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）
- (4) 第 6 条に定める学生役職者
- (5) その他学長が特に認めた者

2 短期滞在者向けユニットに入居することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学が定める宿泊を伴うプログラム等への参加者
- (2) その他学長が特に認めた者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、国際学生寮に入居することができない。

- (1) 国際学生寮の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 国際学生寮の管理運営上支障が生じるおそれがあると認められる者

(入居手続)

第 4 条 長期滞在者向けユニットの入居手続は、次のとおりとする。

- (1) 入居希望者は、指定の期日までに、所定の入居申込書を事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出しなければならない。

- (2) 入居者は、入居申込書に基づき選考のうえ、学長がこれを決定する。
 - (3) 学長は、入居の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付するものとする。
 - (4) 入居を許可された者は、指定の期日までに所定の手続を完了しなければならない。
 - (5) 選考基準及び選考の取扱いについては、別に定める。
- 2 短期滞在者向けユニットの入居手続は、別に定める。
- (入居者の禁止事項)

第5条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ユニットの一部分又は全部を他人に貸与し、又は居住以外の用途に供すること。
 - (2) 入居者以外の者を同居させ、又は宿泊させること。
 - (3) 国際学生寮を模様替えし、又は造作をすること。
 - (4) 国際学生寮の秩序又は風紀を乱すこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められること。
- (学生役職者)

第6条 国際学生寮の管理運営を円滑に行うため、国際学生寮に学生役職者を置く。

- 2 学生役職者に関し必要な事項は、別に定める。

(入居期間)

第7条 長期滞在者向けユニットの入居期間は、原則として次のとおりとする。なお、学生役職者に任命されたものは入居期間を1年間延長することができる。

- (1) 日本人学生 1年間
- (2) 外国人留学生 2年間
- (3) 特別聴講学生 広島市立大学派遣学生及び特別聴講学生に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第92号）第16条の規定により定める期間

- 2 短期滞在者向けユニットへの入居期間については、別に定める。

(修繕等費用の負担)

第8条 大学が設置した国際学生寮の設備及び備品の修繕等に要する費用は、大学の負担とする。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項の修繕等の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者が修繕し、又はその費用を負担しなければならない

い。

(使用料等)

第9条 入居者は、公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第73号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料のほか、入居者が使用する電気、ガス、水道及び下水道の使用料、消耗品費並びに退去時の清掃費その他入居者の負担すべき経費（以下「光熱水料等」という。）は、入居者の負担とする。

3 本学が管理運営上必要と認めた光熱水料等は、本学がこれを負担するものとする。

4 前2項の経費の負担区分及び入居者からの徴収方法は、別に定める。

(退去手続)

第10条 長期滞在者向けユニットの入居者は、学生寮を退去しようとするときは、退去する日の30日前までに、所定の退去届を学生支援室長に提出し、学長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 短期滞在者向けユニットの入居者に係る退去の取扱いについては、別に定める。

(退去)

第11条 学長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、退去を命ずることができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2) 国際学生寮使用料又は第9条第2項に掲げる経費を滞納し、督促しても納付しないとき。

(3) 病気その他の理由により寮生活に不相当と認められる場合。

(施設の保全義務)

第12条 入居者は、国際学生寮の設備及び備品の使用について、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者が自己の責めに帰すべき事由によって、国際学生寮の設備及び備品を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入検査)

第13条 学長は、国際学生寮の管理上必要があると認めるときは、指定した者に

随時ユニットの検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用しているユニットに立ち入るときは、あらかじめ当該ユニットの入居者の承認を得なければならない。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。